

少年院における成績評価に関する研究（その2）

矯正協会附属中央研究所 大川 力
 長谷川宜志
 渕上 康幸*
 嶋谷 宗泰
 東京矯正管区 門本 泉**

キーワード：矯正教育，教育効果，成績評価，目標達成度

1 はじめに

少年院において行われている成績評価は、矯正教育の成果を目に見える形で表現するものであり、しかも少年の出院に結びつく意味でも非常に重要であることは言うまでもない。そして、成績評価は、行動観察等に基づいて、少年の改善の程度を教育目標の達成度として示すものであるから、客観性を確保するためには慎重な配慮が必要である。そこで、少年院の成績評価がどのように運用されているかについて実態調査を行い、全国的な実施状況を把握し、その実状と問題点を考察することを目的として本研究は計画された。

前回の報告では、全国の少年院53庁から得たアンケート調査の分析により、少年院の成績評価の実施状況を、主として手続的な面から分析したが、その結果を要約すると次のとおりである（中央研究所紀要第8号 p. 45-52 参照）。

- (1) 全庁が運用細目を定め、成績評価業務を矯正教育の基本として重視していること。
- (2) 合議制を採用し、予備調整を積極的に行うなど、成績評価における客観性の確保のために努力していること。

- (3) 成績告知を重視し、これに動機づけの機能を持たせていること。

- (4) 評価は全般にかなり厳しく抑制的に運用されていること。

今回は在院少年の個人別成績評価票と、出院者の成績経過記録表について分析を行った。

2 方法

全国の少年院53庁に対して在院者の成績評価票及び成績経過記録表の写しの送付を依頼した。その対象者は次のとおりである。

① 成績評価票

平成9年9月の処遇審査会で審査の上決定された評価票のうち、入院番号順に等間隔に25名前後を抽出するよう依頼した。送付された成績評価票は1,284ケースであった。

② 成績経過記録表

平成9年9月16日から9月30日までの半月間に全国の少年院を出院した全ての少年の成績経過記録表の送付を依頼し、175名分の記録表が得られた。この175名の処遇課程別の内訳は、特修短期処遇10、一般短期処遇65、長期処遇100である。

*現新潟少年鑑別所 **現東京少年鑑別所

3 結果

(1) 成績評価票についての分析

ア 総合評定について

少年院の成績評価は、評価項目として個人別に評価すべき項目（おおむね3項目程度）と共通に評価すべき項目（5項目）があり、その全体的なまとめとして総合評定がある。総合評定はAからEの5段階であるが、その基準は次の通りである。

- A 目標をおおむね達成している。又は、達成は不十分であっても顕著に努力している。
- B 目標をかなり達成しているが不十分である。又は、達成半ばであってもかなり努力している。
- C 目標を半ば達成している。又は、達成は少しでも普通に努力している。
- D 目標を少ししか達成していない。又は、余り努力をしていない。
- E 目標を全く達成していないし、また、全く努力していない。

総合評定の分布は表1に、また、総合評定段階ごとの分布率（以下評定率とする）を施設別で見たのを表2に掲げた。これによると総合評定の全般的な傾向は次のとおりである。

表1 総合評定の分布

総合評定	合計	A	B	C	D	E
実数	1277	3	202	929	141	2
(%)	(100.0)	(0.2)	(15.8)	(72.7)	(11.0)	(0.2)

注 評定が不明だった7ケースを除く。

A評定は全体で3ケース、E評定は2ケースに過ぎず、ほとんどの庁でAとEの評定はされてない。B評定は、全体で202ケース（15.8%）であったが、その率を施設別にみると、B評定が、20%未満にとどまっている庁が36庁と70%近くを占めており、20~40%未満は15庁（28.3%）であった。また、60%を超えている庁が1庁あったが、逆にB評定がない庁が6庁、1ケースのみが9庁、2ケースが7庁であった。つまり、2ケース以下（10%未満）の庁が22庁（41.5%）あり、B評定もかなり抑制的につけられている。

C評定は929ケースで、全体の72.8%を占めている。これを施設別に評定率で見ると、60~80%未満が26庁（49.1%）で約半数、次いで80%以上の19庁（35.8%）で1/3以上を占めている。また、100%の庁が1庁あり、最も少ない庁でも33.3%であった。すなわち、全般的にC評定が多数を占めており、60%を超える庁が45庁（84.9%）になっている。

表2 総合評定の施設別分布率

分布率	A		B		C		D		E	
合計	53	(100.0)	53	(100.0)	53	(100.0)	53	(100.0)	53	(100.0)
0%	50	(94.3)	6	(11.3)	0	(0.0)	14	(26.4)	51	(96.2)
20%未満	3	(5.7)	30	(56.6)	0	(0.0)	30	(56.6)	2	(3.8)
40%未満	0	(0.0)	15	(28.3)	5	(9.4)	7	(13.2)	0	(0.0)
60%未満	0	(0.0)	1	(1.9)	3	(5.7)	2	(3.8)	0	(0.0)
80%未満	0	(0.0)	1	(1.9)	27	(50.9)	0	(0.0)	0	(0.0)
100%未満	0	(0.0)	0	(0.0)	17	(32.1)	0	(0.0)	0	(0.0)
100%	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(1.9)	0	(0.0)	0	(0.0)

注 数値は庁数を示し、()内は%を示す。

D評定は、141ケース（11.0%）であり、B評定よりやや少ない。これを施設別に評定率で見ると、0～20%未満が44庁（83.0%）と大部分を占め、次いで20～40%未満の7庁（13.2%）であった。40%以上は2庁（3.8%）だけで、D評定がない庁が14庁（26.4%）と多かった。

イ 共通項目の評定について

評価項目のうち共通項目は、全ての在院生について評価するものであり、規範意識、基本的な生活態度（以下「生活態度」と略す）、学習態度、対人関係、生活設計の5項目となっている。そして各項目について目標達成度及び努力の度合いを勘案して、a（特に良好）、b（良好）、c（普通）、d（不良）、e（特に不良）の5段階の評定尺度により評価するものである。

この共通項目に対する評価の分布は、表3のとおりである。

全般的傾向としては、どの評価項目もcの占める比率が多く、aとeが極めて少ないが、評価項目によって比率にかなりの差がある。そこで、評価項目ごとにその特徴を見ると、次のとおりである。

規範意識 c評定が64.7%と多く、次いでb評定の21.6%、d評定の11.4%であり、a評定とe評定はそれぞれ0.9%、1.3%であるが、

他の項目と比較すると、比較的評定にばらつきが見られた。

生活態度 c評定は56.7%と他の項目より率は低いが、b評定が22.5%、d評定が19.7%であり、a評定とe評定は少なく、中位の評価に集まる傾向がある。

学習態度 a評定が1.6%、b評定が44.7%と比較的aとbの評定が多い項目である。c評定は49.5%で全評価項目中最も低く、d評定は4.1%、e評定は0.1%と少ない。

対人関係 c評定の率は69.3%と生活設計に次いで高いが、d評定は20.8%で一番高い比率を示している。逆にa評定は0.3%と少なく、b評定は8.9%で評価項目中最も低い。すなわち、学習態度とは対照的に、低い段階に評価が集まる傾向がある。

生活設計 c評定の率は81.5%で評価項目中最も高く、c評定に集中する傾向が顕著である。b評定は10.2%、d評定は7.7%と低く、a評定は1ケースで、e評定は0であった。

次に、これら5つの共通項目について、調整段階や処遇審査会などにおける意見のばらつきをアンケート調査で見たのが表4である。これは、5つの評定項目について、ばらつきやすい順に順位を付けてもらったものであるが、この結果からみると、評定がばらつきやすい項目は学習態度と生活設計であ

表3 共通項目における成績評価

共通項目	評 定 値					計
	a	b	c	d	e	
規範意識	11 (0.9)	263 (21.6)	788 (64.7)	139 (11.4)	16 (1.3)	1217 (100.0)
生活態度	8 (0.7)	274 (22.5)	691 (56.8)	240 (19.7)	4 (0.3)	1217 (100.0)
学習態度	19 (1.6)	544 (44.7)	603 (49.5)	50 (4.1)	1 (0.1)	1217 (100.0)
対人関係	4 (0.3)	109 (9.0)	844 (69.4)	253 (20.8)	7 (0.6)	1217 (100.0)
生活設計	1 (0.1)	124 (10.2)	993 (81.9)	94 (7.8)	0 (0.0)	1212 (100.0)

注1 上段は実数、下段は%を示す。

注2 評定不明があるため、各項目の合計は一致しない。

表4 評定がばらつきやすい共通項目の順位

	規範意識	生活態度	学習態度	対人関係	生活設計
第1位	10	2	20	1	20
第2位	6	7	18	6	16
第3位	12	9	3	18	11
第4位	17	16	5	15	0
第5位	8	19	7	13	6

注 評定がばらつきやすい順に1位から5位まで挙げてもらったものの集計で、数字は庁数である。

り、逆に評定に余りばらつきがないのは生活態度と対人関係であるとする庁が多い。そして、規範意識については庁によってかなり順位が異なっている。

(2) 成績経過記録表についての分析

少年院の成績経過記録表は、少年の成績の経過を、入院から出院まで成績評価票に基づき個人別に記録したものであり、少年院における処遇経過と本人の改善の経過をまとめたものである。

少年院の処遇段階は、新入から出院まで通常は2級下、2級上、1級下、1級上に分けられ、それぞれの段階で個人別教育目標に基づく段階別到達目標が設定され、その目標の達成度や努力の程度が評価され、更に総合評

定としてまとめられる。

そこで、成績評価が処遇段階によってどのような経過をたどるのかを検討するために、新入時から出院時までを8つの段階に分けて、各段階における総合評定の割合を見たのが表5である。また、総合評定について、Aを5、Eを1のように評価段階を数値化して評価点とし、その評価点の平均を処遇段階ごとに見たのが図1である。

この結果から見ると、新入時から出院時にかけて、成績評価段階は次第に高くなる傾向がある。すなわち、総合評定のBとCは新入時の1回目の評価では、B評定が0.0%で、C評定が86.7%であるが、中間期の1級下進級前では、B評定が17.7%で、C評定が82.3%となり、出院時の評価では、B評定が42.3%

表5 成績経過記録表の総合評定の率

	評 価 時 期							
	新入時	2 上 前	2 上 後	1 下 前	1 下 後	1 上 前	1 上 後	退院前
評	A	1	1	0	0	0	0	4
		0.6	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3
定	B	0	2	1	31	13	68	74
		0.0	1.3	0.7	17.7	7.4	38.9	42.3
	C	150	148	134	144	142	106	96
		86.7	97.4	88.2	82.3	81.1	60.6	54.9
	D	22	1	17		19	1	9
		12.7	0.7	11.2	0.0	10.9	0.6	5.1
	E	0	0	0	0	1	0	1
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.6
合計		173	152	152	175	175	175	175
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
不明	2	23	23	0	0	0	0	0

注 上段は評定数、下段は評定数の合計に対する%である。

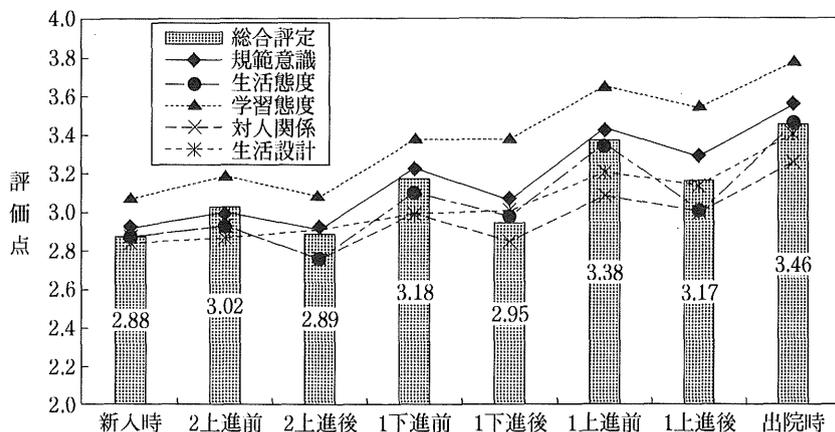


図1 成績の変化

注1 X軸「2上進前」とは「2級の上進級の直前の成績評価」、同様に「2上進後」とは、「2級の上進級直後の成績評価」を示す。

注2 A評価～E評価を5点～1点に数値化し便宜的に算出した平均値であり、グラフ中では総合評定のみ数値を示してある。

C評価が54.9%となっている。これを評価点の平均で見ると、図1に示したように新入時が2.88、出院時が3.46であり出院時の方が高くなっている。また、進級直前には評価が高くなり、進級後初めての評価は低くなる傾向がある。

この傾向はどの共通項目についても見られるが、対人関係は進級直後に下がる傾向が強い。また、共通項目の評価点の平均で見ると、学習態度についての評価は高く、対人関係についての評価は低くなっており、規範意識がほぼその中間となっている。

(3) 成績評価に関する意見等

ア 家庭裁判所の意見

少年が少年院から出院したときは、成績経過記録表をその少年を送致した家庭裁判所に送付することとなっている。そこで送付された記録表に関して家庭裁判所から少年院にどのような意見があったかを調査したところ、要望があったとの回答は6庁からであった。

それによると、良い面としては、

- ・処遇経過を知るうえで参考になる。

- ・限られたスペースの中で必要な情報が整理して記載されている。

- ・少年の問題性に対する取り組みの姿勢や達成度が具体的に記載されている。

- ・処遇経過、資格取得、賞罰等が具体的に記載されており、少年院での教育内容がよく理解できる。

などがあり、

問題点として、

- ・賞の名称、殊遇等が各庁により違い、記録が送付されても内容が分からない。

などがあった。

また、要望として、

- ・少年個々の問題性を記載することはそれなりに参考になるが、少年の持つ長所や努力した点などについても記載してほしい。

- ・「出院後の生活設計」の欄について具体的に記載してほしい。

- ・就労先が決まってない少年についても、少年の希望職種や見込み等についてできるだけ具体的に記載してもらいたい。

などがあった。

イ 少年院の意見

成績評価の運用について、各少年院がどのように考えているかを自由に記載してもらったところ、45庁から回答があったが、主なものを掲げる。

個人別項目関係

- ・共通項目と類似する場合、評価が一律になりやすい。
- ・達成度や努力の程度を短く文章化するのは困難である。
- ・医療に関しては、病状悪化や精神疾患、長期休養などの場合の評価に苦慮している。

評価の観点との関連

- ・日常接していると飛躍的な向上は認められず、C評価となりやすい。
- ・目立たない少年がC評価となりやすい。
- ・C評価の幅が広くなりやすい。
- ・進級で目標が上がるとC評価となりやすい。
- ・出院後の再非行を危ぐするため良い評価を避ける傾向が出ることがある。

評価上の問題

- ・事件に対する反省の度合いや贖罪意識など内面に関する評価が難しい。
- ・態度イコール内面とはとらえにくい面もある。
- ・内面の変化の把握は難しい。
- ・目標達成度と努力の程度が異なる場合、評価が難しい。
- ・出院近くになってから成績が下降する場合の評価と対応に苦慮する。

職員に関する問題

- ・職員により評価の観点が異なりやすい。
- ・評価に関する職員の意識統一が必要である。
- ・担任の異動等によって従前とは全く異なった観点で評価がなされる場合がある。
- ・調整になるべく多くの職員を参加させるよう配慮している。
- ・合議に参加できない職員に評価の情報を流し意見の反映に努める。

成績評価基準関係

- ・細かな方向性を示す成績評価のガイドラインが必要である。
- ・評価の観点に関する全国的レベルの統一見解が必要である。
- ・標準的な評価事務要領が必要である。
- ・共通項目について見直しが必要である（例えば「生活設計」の達成度レベルはどう考えればよいか）。
- ・評価及び進級制度の公開性を念頭に入れた通達の改正を行う。

4 考察

(1) 総合評定の分布について

成績評価票の総合評定は、Cに集中し、A及びEは極端に少なかった。多くの施設でCが大部分を占め、今回分析の対象とした1,277ケースの評価票のうちAは3ケース(0.2%)しかなかった。A評定は少年院成績評価基準によれば、「目標をおおむね達成している。又は、達成は不十分であっても顕著に努力している」とされている。つまり、基準では目標達成は「おおむね」でよいのであり、達成が不十分であっても顕著な努力があれば、Aとの評価が可能なのである。これはとかく評価が完全主義に陥りやすいことから、A評定を付けやすくすることを考慮したものとも考えられる。成績経過記録表の今回の対象者175人のうち仮退院直前の評価がAであったのは4名(2.3%)に過ぎず、A評定については厳しすぎはしないかとの疑問が残る。

また、Bの評価基準は「目標をかなり達成しているが不十分である。又は、達成半ばであってもかなり努力している」とされているが、B評定は15.8%しかなく、これもかなり低い率である。

このようにA、B評定はかなり抑制的に付けられ、C評定に集中しやすいものと考えられる。そこで、このように評定が偏る理由について考察する。

A評定を付けにくい主な理由の1つとしては、各施設が定める成績評価運用細則の規定の仕方が考えられる。施設ではそれぞれ総合評定をするための規定をおいているが、一般的には、共通項目と個別項目（大部分の庁は文章表現と評定尺度の記号を付記している）の評価を基準にして総合評定を決める方法をとっている。また、ほとんどの施設が運用細則を設けているが、その細則では、「A評定は、共通項目5項目のうち3項目以上がa評価で、かつ個別項目3項目のうち2項目以上がa評価であること。また、c以下の評価がないこと」というように規定しているのが一般的である。つまり、評価項目の半数以上がa評価でなければ、A評定は付かない仕組みになっている。ところが、少年院成績評価基準によれば、aは「特に良好」でなければならず、評価項目の半数以上にa評価を受けることは、非常に難しい。

このように、少年院成績評価基準における総合評定の評定尺度と、各評価項目の評定尺度の重みづけの違いを考慮に入れず、各施設が上記のような、全項目の評価を基礎として総合評定を決定する運用細則を制定していることが、A評定を少なくしている主な理由であると考えられるし、これはB評定についても同様である。

そこで、A評定やB評定を成績評価基準の総合評定の評定尺度に合わせるには、例えば、「A評定は評価項目のうち2つ以上にaがあること」とか、「全項目がb評価以上であること」等の最低条件を規定し、その上で「処遇審査会において、A評定が妥当か否かを審議する」と規定することが考えられる。また、a評価をつけやすくするために、少年院成績評価基準における評定尺度を、「a：良好」「b：やや良好」等にするのも1つの方法であろう。

A評定は、一般的に「最高の評価」と考えられる傾向が強い。つまり、これ以上は望め

ないほど完全に近い、あるいは非の打ち所がない程に矯正教育の成果が挙げられている場合と受け止められ、その結果A評定が付けにくくなっているとも考えられる。また、一級上になり仮退院が近づいた時点ではA評定が付けやすくなる一方、すぐ再非行に陥る可能性がないとまで言い切れないことから、A評定を避けることも考えられる。

一方、C評定への集中化傾向は、C評定をいわゆる「普通」もしくは「平均的」あるいは「標準的」と受け止めることと、少年に成績を告知するとき、少年に対して「皆と同じ」という安心感を与える効果を期待しているためと言えないこともない。また、評価に大きな差がつくことによる心情の動揺を防ごうという配慮も皆無とは言い切れないように思われる。実際、C評定は、「可もなく不可もなし」の一般的な状態の評価として無難な評定であるという点で使いやすいが、逆に「可もあり不可もあり」を示す場合もあり、また、C評定への過度の集中は、評価の客観性の点で疑問を生じるおそれがあるので検討が必要であろう。

D評定は全体で11.3%と少なく、E評定も0.2%と少ない。しかし、A評定とB評定の場合とは異なり、少ないから問題があるとは言えない。相対評価ではないのだから、低い評価が一定量なければならないとする考え方は適切ではない。D評定は0%の庁から50%を越える庁まであり、その占める比率は施設によって異なるが、それはその時点での院生集団の状況など、施設の個別的要因によるものと考えられ、評定率だけで論ずることはできないと思われる。

(2) 共通項目の評価の分布について

全体的にa評価が極めて少なく、最も比率が高いのは「学習態度」の1.6%で、最も低いのは「生活設計」は0.1%であった。

b評価についても、項目によって差があり、最も多いのが「学習態度」の44.7%で、最も

少ない「生活設計」は10.2%であった。

項目ごとの評価の分布については、次のような特徴がみられる。

aとbがつきやすい項目が「学習態度」である。aとbの合計が46.3%で半数に近く、低い評価はdとeを合わせて4.2%に過ぎない。これは、学習態度という項目の評価場面が具体的に設定しやすいことと、少年の努力を認めて、動機づけとして活用しやすいことなどが、その理由としてあげられよう。

dとeが最もつきやすい項目は「対人関係」である。dとeを合計すると21.4%となるが、高い評価はaとbを合わせても9.2%に過ぎない。これは、集団生活であるため、対人関係での問題が表面化しやすいため、問題が具体的に把握できるからであろう。逆に対人関係が良好であるという状態は、いわゆる「なれ合い」との区別が難しいため高い評価がつきにくくなると考えられる。

cに最も集中する項目が「生活設計」であり、cの評定率は81.5%になっている。これは、この評価項目の評価の難しさと関わっている。達成度評価として、具体的にどのような状態を良好とし、または不良とするのか、その判定が困難なことが多い。そこで、無難なc評価に集中する結果になると考えられる。

総合評定に最も反映しやすく、評価の偏りの比較的小さい項目が「規範意識」と「生活態度」である。共に最も基本的な項目であるからであろう。ただし「生活態度」にd評価が多いのは、「対人関係」と同じく、具体的に少年の問題点をつかみやすいからであろう。

以上、各評価項目の評価の特徴を見てきたのであるが、評価の観点が具体的であって、評価がしやすい項目ほど、高い評価も低い評価もつきやすい。

(3) 成績経過記録表について

成績評価記録表は、少年の処遇経過を分かりやすく読み取るためのものであって、いわば、矯正教育の成果を簡潔に把握できる成績

評価のまとめである。しかし、今回のデータから見る限りにおいて、成績評価記録表は個々の少年の成長や改善の状態を見分けるうえで十分とは言えないように思われる。

その理由は、全般的傾向として入院時から出院時まで、多少の向上は認められるものの、大部分の少年の成績は、総合評定でも共通項目でも極めてわずかな変化しか見られないからである。また、多くの少年が処遇期間の大部分をC評定で推移しており、出院時によりやく42%がB評定に、8%がA評定になっているに過ぎない(表5、図1)。

これは、先に述べた評価の抑制傾向が作用しているからであろうが、それと同時に、施設では、評価における目標達成度の目標を、一般的に段階別の目標(教育過程ごとの目標)としてとらえているためでもある。そのことは、各処遇段階での最終時の評価が高くなり、進級後の新たな個別目標での評価が低くなる傾向が顕著に見られることから明らかである(図1)。

つまり、2級下のC評定は、新入時として「普通」もしくは「標準」の目標達成度であり、1級上のC評定は、出院準備期間としての「普通」もしくは「標準」の目標達成度を意味するものである。したがって、同じC評定でも、目標達成のレベルは処遇段階によって違うものであり、この立場で見れば、最初から最後まで一貫してC評定であっても、「標準的な目標達成は成し遂げている」ので、普通程度の改善と成長があったこととなる。

しかし、こうした評価の立場では、「個別の処遇計画に基づく在院者の教育目標の達成度を確認する」という成績評価の趣旨が活かされているとはいえない。つまり、矯正教育の目標をどの程度達成したのか、どのように改善し、どの程度成長したのか、こうした評価からは理解しがたいのである。

成績経過記録表が少年の矯正教育の成果を関係機関に通知する手段であることを考える

と、現状では少年一人一人の個別性をどのように分かりやすくまとめるかが大きな課題であろう。

家庭裁判所、保護観察所、少年鑑別所等の関係機関が、少年院の成績評価をどう受け止めているかについて、広く情報を集めることも今後の課題の一つであろう。

5 まとめ

本研究の結果として明らかになったことの一つは、全国の各少年院が成績評価に多大なエネルギーをつぎ込み真剣に取り組んでいることである。そしてその取り組みによって、矯正教育の効果を的確に把握できることとなり、それが処遇の充実と向上につながるとも言えよう。

しかし、少年院の成績評価について今後検討すべきいくつかの課題も浮かび上がった。その主なものは次の点である。

- 1 高い評価に対する抑制傾向が強く、成績評価基準の評定尺度との間にずれがあること。
- 2 成績経過記録表を、少年一人一人の改善進歩の経緯を分かりやすく記録したものとするには、一層の工夫が求められること。
- 3 評価細則及び達成度評価に対する各施設の認識が必ずしも一致しておらず、評価に対する多様な意見があることに鑑みて、成績評価の統一の実施に努めるため、共通認識を持つ必要があること。

なお、少年院の成績評価に関する研究は、その問題の複雑性や本研究でも示したような課題の多いことから、問題意識は持ちながらも、着手し難い面がある。しかし矯正教育の成果を世に問うていくには、避けて通れない問題であるから、本研究への批判も含めて、今後の活発な論議と研究に期待したい。